

令和7年度 沼津市新中間処理施設整備運営事業に伴う設計施工監理等支援業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

沼津市（以下「本市」という。）では、新たな中間処理施設を整備するため、令和6年4月8日に「沼津市新中間処理施設整備運営事業」の入札公告を行い、令和7年1月20日に落札者を決定した。新中間処理施設の整備にあたっては、財政支出を一定の範囲で平準化することが可能であり、民間の創意工夫を取り入れながら経済性や効率性の向上が期待できることから、DBO方式（公設民営方式）により事業を進める計画としている。

令和7年度 沼津市新中間処理施設整備運営事業に伴う設計施工監理等支援業務委託（以下「本業務」という。）は、本市が別途発注した「沼津市新中間処理施設整備運営事業（以下「本件事業」という。）」について、事業者等がその設計及び施工を一括で実施するにあたり、本市の立場に立ち、本件事業の募集要項及び技術提案書等への適合に係る確認、検査等の現場監理並びにその他施工中の諸課題の解決等について支援を行うことを目的とする。

本業務の実施に当たっては、本市が整備を予定している新中間処理施設の仕様に対する十分な理解や、焼却施設の建設、プラント設備の設置等に関する専門的な知識等に関する幅広い分野にわたる専門性が求められる。また、よりよい施設を建設するためには、配置される技術者の個々の経験・スキルが重要であるとともに、業務を遂行するための積極性も求められることから、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

「令和7年度 沼津市新中間処理施設整備運営事業に伴う設計施工監理等支援業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領（以下「本要領」という。）」は、本業務の契約候補者選定に係るプロポーザルに関する実施方法及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。※プロポーザル方式とは、もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- (1) 業務名 令和7年度 沼津市新中間処理施設整備運営事業に伴う設計施工監理等支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和7年度 沼津市新中間処理施設整備運営事業に伴う設計施工監理等支援業務委託公募仕様書（以下「公募仕様書」という。）」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和12年3月31日まで
- (4) 契約金額 提案限度額 400,214,200円（消費税及び地方消費税を含む）

※受託者は、プロポーザル時に提出する見積書に基づき、各年度の業務内容に該当する業務を当該年度末までに完了させ、年度毎に、沼津市業務委託契約約款第30条及び第31条の規定に基づく手続きに準じ、部分払いを請求すること。

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 生活環境部 新中間処理施設整備室 担当：杉本、岩崎

〒410-8601 沼津市御幸町 16 番 1 号 沼津市役所 7 階

電話：055-934-4889（直通）、055-931-2500（代表） FAX：055-934-3045

E-mail：shinchukan@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。なお、契約候補者の決定後、契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 事業者として、市町村、一部事務組合及びこれらに準ずる公的機関が DBO 又はそれに準じる事業（DB+O、DBM 等）として発注した、施設規模が 1 炉あたり 100 t/日以上 2 炉構成以上かつ廃棄物発電設備付きの一般廃棄物のごみ焼却施設の建設工事に係る設計施工監理業務の受託実績を有しない者

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和 7 年 2 月 21 日(金) ホームページに掲載
2	質問受付	令和 7 年 2 月 26 日(水) 17 時までに電子メール等で
3	質問回答	令和 7 年 2 月 28 日(金) 17 時までにホームページへ掲載
4	プロポーザル参加申込	令和 7 年 3 月 4 日(火) 17 時必着
5	プロポーザル参加承認及び 選考会当日案内の通知	令和 7 年 3 月 6 日(木) 16 時までに電子メールで
6	企画提案書等の提出	参加承認日から令和 7 年 3 月 17 日(月) 17 時まで
7	選考会	令和 7 年 3 月 25 日(火) 午後を予定
8	選定結果の通知	令和 7 年 3 月 27 日(木) 予定
9	契約締結	令和 7 年 4 月 1 日(火) 予定

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール等（様式任意）により提出する。その際、会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおりとする。なお、プロポーザル実施手順等の質問については、随時、電話等でも受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者を匿名とした上で、沼津市ホームページ上に回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4)、(5)、(6)、(7)の提出は不要とする。なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式4）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 参加申込書（様式1） 1部

(2) 同種業務実績表≪事業者≫（様式2） 10部

※本業務を行うにあたり参考となる有効な業務実績を、最大5件まで記載すること。同種業務実績表は、複数枚にわたることも可とする。また、記載した業務については、内容が確認できる資料として契約書及び仕様書の写しを添付すること。その際、会社名については、黒塗り等で伏せるものとし、同種業務実績表と同様に 10部用意すること。

(3) 会社概要（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可） 1部

(4) 登記簿謄本等（申込日から3か月以内に発行されたもの） 1部

- ・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書の写しを提出
- ・個人事業主の場合は、代表者身分証明書の写しを提出

(5) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式5） 1部

(6) 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」） 1部

(7) 納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出）

（市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出） 1部

① 市税納税証明書

- ・法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
- ・個人事業者の場合は、市県民税納税証明書（最新のもの）

② 固定資産税納税証明書（最新のもの）

③ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

- ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出

- ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

8 プロポーザルへの参加承認の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時まで「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができるものとする。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）とする。

- | | | |
|-----------------------|-----------|--------------|
| ① 企画提案書提出届（様式6） | <u>1部</u> | } <u>10部</u> |
| ② 同種業務実績表<<担当者>>（様式3） | | |
| ③ 企画提案書（様式自由） | | |
| ④ 工程表（様式7） | | |
| ⑤ 実施体制調書（様式8） | | |
| ⑥ 見積書（様式自由、押印不要） | | |

(2) 企画提案書等の規格

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し、作成すること。

- ・「(1) 提出書類」のうち、②～⑥については、自社名を記載せず、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを、各書類の1ページ目の右上に挿入すること。なお、自社名が記載されている場合は受け付けない。
- ・「(1) 提出書類」は、日本産業規格A4で作成する。このうち、②～⑥については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを10部提出すること。
- ・「② 同種業務実績表<<担当者>>」は、元請けとなる受託者に勤務する者のみを記載すること。その際、公募仕様書で定めた資格を有していることが分かる書類のコピーを添付すること。
- ・「③ 企画提案書（様式自由）」については、「10 提案する内容及び評価方法 大項目(2) 企画提案力」に対応した提案内容を取りまとめること。

(3) 注意事項

- ① 企画提案書については、必要事項を端的に整理した上で、A4サイズ用の紙を用いて作成すること。文字サイズは11ポイント以上を用いるものとするが、図表に用いる文字はこの限りではない。
- ② 企画提案書は、見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法については、

具体的に説明するとともに、手順等について簡単なフロー等を用いて示すこと。

- ③ 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲内で提案を行うこと。
- ④ 本業務の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、本市が想定する業務内容にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ⑤ 見積書は、提案する実施項目の費用が年度ごとに分かるよう、内訳を記載すること。
- ⑥ 全ての提出資料において、片面印刷、両面印刷の指定は行わない。
- ⑦ 提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

10 提案する内容及び評価方法

評価については、「別表 評価項目」に基づき評価を行うものとする。提案する内容及び評価方法については、以下のとおりとする。

大項目(1) 業務遂行体制

小項目① 同業務の実績は十分なものか

本項目については、様式2に基づき、評価を実施する。本業務を行うにあたり、参考となる有効な業務実績に応じて評価を行う。なお、提出日時点で履行中の業務についても実績として認める。

小項目② 配置予定者の専門性は十分か

本項目については、様式3に基づき、本業務を実施する際に配置する、管理技術者、土木建築工事主任技術者、土木建築工事担当技術者、設備工事主任技術者、設備工事担当技術者（機械）、設備工事担当技術者（電気）、交付金及び事務担当技術者並びに運営準備支援担当技術者の業務実績について評価を行う。

業務実績については、市町村、一部事務組合及びこれらに準ずる公的機関が発注した廃棄物発電設備付きのごみ焼却施設の設計施工監理業務に従事した事業の件数に応じ、評価を行う。管理技術者及び運営準備支援担当技術者を兼務とする場合については、それぞれ異なる業務実績を記載すること。なお、提出日時点で履行中の業務についても実績として認めるものとする。

従事した事業における施設規模及び事業方式等については、以下のとおりとする。

【管理技術者】

実績については、施設規模が1炉あたり100t/日以上2炉構成以上の一般廃棄物のごみ焼却施設整備事業で、DBO又はそれに準じる事業（DB+O、DBM等）として発

注された事業とする。また、実務経験については、建設当初から稼働開始までの間、継続して従事した実績とする。

【土木建築工事主任技術者及び設備工事主任技術者】

実績については、施設規模が1炉あたり100t/日以上2炉構成以上の一般廃棄物のごみ焼却施設整備事業として発注された事業とする。また、実務経験については、建設当初から稼働開始までの間、継続して従事した実績とする。

【交付金及び事務担当技術者】

実務経験については、建設当初から稼働開始までの間、継続して従事した実績とする。

【運営準備支援担当技術者】

実績については、ごみ焼却施設整備事業で、DBO又はそれに準じる事業(DB+O、DBM等)として発注された事業とする。

【その他技術者】

その他の技術者については、施設規模及び事業方式等について問わないものとする。

大項目(2) 企画提案力

本項目については、応募者の本業務及び本件事業全般に対する理解度、本業務の実施方針、本業務を円滑に実施するための工夫の妥当性等について評価を行う。応募者は、本件事業の特色を理解した上で、本業務を実施する際に工夫すべき事項、本件事業の課題及びその対応方法等について、特に重要であると考えられる4項目を抽出し、提案を行うこと。

小項目① 本業務及び本件事業の趣旨を的確に理解した上で、適切に項目を選定しているか
本項目については、事業者が抽出した4項目の選定理由や、本件事業への理解度等を基に評価を行う。提案については、A4版任意様式とし、各々の項目を選定した理由について、1頁以内に記載すること。

小項目②～⑤

本項目については、事業者が抽出した項目ごとに、本業務を実施する際の工夫や、本件事業の課題の解決方法について、評価を行う。提案については、A4版任意様式とし、抽出項目ひとつにつき、2頁以内に記載すること。

大項目(3) 業務遂行能力

小項目① 見積書について、提案内容を経済的かつ効率的に遂行可能な内容であるか

本項目については、本業務を実施するにあたり、公募仕様書に記載した業務を経済的かつ効率的に実施するための工夫について、見積書に基づき評価を行う。

なお、本業務におけるデザイン設計監修主任担当技術者については、本市が指定する者

に対し、下請け業務として発注するものとする。そのため、見積書の作成にあたっては、当該業務の発注費用として、年間 200 万円（税抜）を見込むものとする。

11 選考

(1) 選考方法

企画画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「沼津市新中間処理施設整備運営事業に伴う設計施工監理等支援業務委託契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数の平均点が 60 点を超えるものがないなかった場合は、契約候補者を選定しない。

なお、選考会実施時に、学識経験者による助言を踏まえ、本市の選定委員にて評価を行った上で、契約候補者を選定する。また、選考方法及び日程を変更とする場合は、別途、応募各社へ連絡を行うものとする。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり

(3) 選考会（プレゼンテーション）

選考会は、1 参加者につき 30 分程度（説明 10 分、質疑 20 分）を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知を行う。プレゼンテーションにプロジェクタ等を使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ、接続ケーブル（VGA 端子、HDMI 端子のどちらの PC にも接続可）及びスクリーン（150cm×270cm 程度）は本市で予め準備するものとする。

≪プレゼンテーション実施時の注意事項≫

- ・プレゼンテーションを行う際は、実際に主として業務に携わる者として、管理技術者が説明を行わなければならない。また、土木建築工事主任技術者及び設備工事主任技術者も同席すること。
- ・自社名を明かしてはならない。
- ・企画提案書に掲載されていない図や表現をプレゼンテーション時に使用する場合、企画提案書等の内容を補足説明する程度にとどめること。
- ・スライドのデータについては、当日会場にて、CD-R 等の記録媒体により事務局へ提出すること。なお、提出された CD-R 等の記録媒体の返却は行わない。
- ・使用するスライドを印刷した資料については、選考会当日、10 部提出すること。

12 選考結果の通知

契約候補者選定後、速やかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定日時に来場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

14 契約

本市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書となるよう調整した上で、契約を締結し、速やかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであることから、仕様については、契約候補者の提案をもとに、契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議を行う。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

本プロポーザルにかかる契約は、地方自治法第 214 条に基づく債務負担行為により履行総期間の予算が確保されたものであるとともに、令和 7 年度予算成立をもって締結が可能になる。そのため、沼津市議会が本業務に係る予算を議決しなかった場合は、契約を取りやめるものとする。また、予定より予算の議決が遅れた場合については、契約締結日が予定日より遅れる場合がある。なお、契約の取りやめ、遅延等によって発生した損害について、市は責任を負わない。

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 沼津市業務委託契約約款 (PDF: 377KB))

15 契約締結後

契約者は、本市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、本市の承認を得ること。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、本市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名押印については、沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者は登録のとおりとし、登録のない者は契約の権限を有する代表者のものとする。
- (3) 応募者が1者であった場合でも、選考会は実施するものとする。
- (4) 本業務の実施に際し、打ち合わせ等に要する人件費、交通費、印刷物などの経費について、業務遂行に伴い見積もった回数等に増減が生じたとしても、業務委託料の清算の対象としないものとする。
- (5) 本業務に携わる配置技術者については、原則、提出書類の様式3に記載した技術者によることとし、特段の理由が無い限り変更を認めないものとする。また、配置技術者が、特記仕様書に記載する業務の遂行が困難であると本市が判断した場合、本市は受託者に対し、配置技術者の変更等の措置を命じることができるものとする。その際、受託者は、本市の措置命令に対し、誠心誠意対応しなければならない。

別表 評価項目

評価項目		配点	合計配点
大項目	小項目		
(1)業務遂行体制	①同種業務の実績は十分なものか	6	30
	②配置予定者の専門性は十分か	24 (8名×3点)	
(2)企画提案力	①本業務及び本件事業の趣旨を的確に理解した上で、適切に項目を選定しているか	10	50
	②提案項目1に関する評価	10	
	③提案項目2に関する評価	10	
	④提案項目3に関する評価	10	
	⑤提案項目4に関する評価	10	
(3)業務遂行能力	①見積書について、提案内容を経済的かつ効率的に遂行可能な内容であるか	20	20
		100/100	

※合計点数の平均点が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。